## 「神戸ストークス応援マイページ定期預金」(店頭商品)

大阪協栄信用組合

1. 商品名		神戸ストークス応援マイページ定期預金						
2. 販売対象		個人の方(原則、組合員限定)						
3. 取扱期間		令和7年4月21日から令和7年6月30日 ただし、募集総額200億円に達した場合は、 期間中であっても取り扱いを終了させていただく場合がございます。						
4.預 入	(1) 預入方法	新たな資金※による一括でのお預入れ ※既に当組合にお預け入れの定期預金の満期金または中途解約金(当該資金の現金による払 出後の現金お預入含む)によるお預入れはできません。						
$\lambda$								
	(2) 預入金額(一口座)	100 万円以上 500 万円未満 500 万円以上 1,000 万円未満 1,000万円以上 5,000 万円以下						
	(3)預入単位	1円単位						
	(4)預入期間	1年、3年 ※満期日指定方式のお取扱いはできません。						
	(5)預入限度額	本商品、スーパー定期1000、						
	(お一人様当たり)	<u> </u>				ール定期1000と合わせておー 人様当たり 5,000 万円までの お預入れとさせて頂きます。		
5. 払戻方法		満期日以降に一括して払戻します(中間利払いのお取扱いはできません)。						
6. 適用	預入期間	1年	3年	1年	3年	1年	3 年	
金利	適用金利	年 0.80%	年 0.815%	年1.00%	年1.10%	年1.00%	年1.25%	
7.利息	(2) 利払方法	満期日以降に一括してお支払いします。						
	(3) 計算方式	付利単位1円とし、1 年を 365 日とする日割計算。預入期間 3 年以上は 6 ヵ月毎の複利計算。						
(4) 税金 利息に対し 20%(国税 15%、地方税 5%)の源泉分離 ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日 復興特別所得税(0.315%)が付加されますので 5%)の源泉分離課税が適用されます。					月 31 日までの	D間に支払われる利		
8. 自動継続方式		元利自動継続または元金自動継続						
9. 満期時の取扱い		満期日に当初預入時と同一期間の「神戸ストークス応援定期預金」で自動継続します。 ただし、満期日当日に本商品を発売していない場合は、スーパー定期預金として店頭表示金利で自動継続致します。						
10. 特約事項								
	(1) マル優	マル優制度の多お客様は、マ 扱いができる	ル優のお取	マル優の対象外	です。(お預入	金額が 500 万円.	以上のため)	
	(2) 総合口座	総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%を上乗せした利率)						
11. 期限前解約(中途解約)								
(1) 解約の取扱い		・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率で預入日から解約日の前日までの日数計 算をした利息(期限前解約利息)から税金を差し引き、元金と合わせてお支払します。						
	(2) 中途解約利率	①契約が1年のもの ・実際の預入期間が6カ月未満の場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
	(3) 解約手数料	いただきません。						
12. 苦情処理措置·紛争解決措置		・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等はお取引のある営業店または業務運営部(総務部門)にお 申出ください。 【大阪協栄信用組合 業務運営部(総務部門)】 受付日:月曜日~金曜日(祝日及び金融機関休業日を除く) 受付時間:午前9時~午後5時 電 話 :06-6644-6101 所在地:〒542-0073 大阪市中央区日本橋2-9-18						
		なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けい						

	ただくか、当組合ホームページ(https://osaka-kyoei.co.jp/)をご覧ください。				
	苦情等のお申出は当組合のほか、地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめと				
	する他の機関でも受付けています。				
	【大阪地区しんくみ苦情等相談所(一般社団法人 大阪府信用組合協会)】				
	受付日 :月曜日~金曜日 (祝日及び金融機関休業日を除く)				
	受付時間:午前9時~午後5時 電 話 :06-6941-1441				
	所在地 :〒540-0026 大阪市中央区内本町2-3-9				
	【しんくみ相談所(一般社団法人 全国信用組合中央協会)】				
	受付日 :月曜日~金曜日(祝日及び金融機関休業日は除く)				
	受付時間:午前9時~午後5時 電 話 :03-3567-2456				
	所在地 :〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5				
	·紛争解決措置				
	公益社団法人 民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)、				
	東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、				
	第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588)、				
	第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)				
	で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務				
	部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまが直接、民間総合調停センター				
	や仲介センターへ申し出ることも可能です。				
	なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東				
	京以外の地域のお客さまからの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便				
	利な地域で手続を進める方法があります。				
	①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。				
	②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所				
	在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。				
	※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意くださ				
	い。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。				
11.その他参考となる事項					
(1) 期限後利息	満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。				
(2) 一部解約	一部解約・一部引出はできません。				
(3) 証書·通帳	通帳を発行します。(証書式のお取扱いはできません。)				
(4) 預金保険制度	預金保険の対象(定額保護)となります。				

(令和7年4月21日現在)